

# 能登町ケーブルネットワーク施設を使用したサービス提供事業の運営に関する協定書

能登町（以下「甲」という。）と能越ケーブルネット株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、能登町ケーブルネットワーク施設を使用したサービス提供事業（以下「本事業」という。）の運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、前項の目的を達成するために、事業譲渡契約、賃貸借契約等関連する契約（以下「関連契約」という。）を別途締結するものとする。

## （事業概要）

第2条 本事業は、甲が所有するケーブルネットワーク施設（インターネット接続、難視聴地域での地上波デジタルテレビジョン放送サービス等を行うための施設及び設備をいう。）を、原則として、乙に譲渡し、乙は、当該ケーブルネットワーク施設を使用した、地上波デジタルテレビジョン放送及びインターネット接続サービス（以下「有線サービス」という。）を住民に提供して運営するものとする。

## （民間事業者の効率的運営と地域貢献）

第3条 甲と乙は、本事業を民間移行により運営することの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する有線サービスを効果的に提供し、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

## （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 乙は、有線サービスの実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、有線サービスが利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

## （協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定成立の日から令和11年3月31日までとする。ただし、期間満了の6月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本協定は1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 乙又は有線サービスの全部又は一部に従事する者は、有線サービスの実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱い事業者として、有線サービスの実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の事故の防止その他の個人情報の適正な運営のために必要な措置を講じなければならない。

(協定の変更等)

第7条 本事業に関し、本事業の前提条件又は内容が変更されたとき、若しくは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更又は解除することができるものとする。

(疑義についての協議)

第8条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保有する。